

令和5年10月30日

資料 6

令和5（2023）年第2回県南地域医療構想調整会議及び  
第2回県南地域医療構想区域病院及び有床診療所等会議

## 令和4（2022）年度医療機関意向調査・役割調査集計結果

1. 意向調査・役割調査集計結果（現時点） . . . 1～4
2. 意向調査・役割調査集計結果（現時点 がん部位臓器別・療法別） . . . 5
3. 意向調査・役割調査集計結果（2025年） . . . 6～9
4. 意向調査・役割調査集計結果（2025年 がん部位臓器別・療法別） . . . 10
5. 意向調査・役割調査集計結果（2025年・課題）、医療機能別病床数 . . . 11

栃木県県南健康福祉センター

意向調査・役割調査集計結果(現時点)

現時点で、自医療機関が担う意向のある診療機能または診療内容(該当する診療機能または診療内容に○。)	大項目	1.がん							2.脳卒中							3.心筋梗塞等の心血管疾患					4.糖尿病					5.救急医療									
	中項目	1.診療機能			2.診療内容				3.その他	1.診療機能			2.診療内容				3.その他	2.診療内容					3.その他	1.診療機能				3.その他							
	小項目	1.がん診療連携拠点病院	2.地域がん診療病院	3.栃県がん診療連携拠点指定病院	4.栃県治療中核病院	5.部位臓器別・療法別(※別紙参照)	6.がん患者リハビリテーション	7.緩和ケア	8.上記以外診療機能又は診療内容(自由記載、30字以内)	1.脳卒中地域拠点医療機関	2.脳卒中救急医療機関	3.回復期リハビリテーション病棟を有する医療機関又はこれに準ずる医療機関	4.t-PA投与(血栓溶解療法)	5.血管内手術(血栓回収療法)	6.脳動脈瘤クリッピング術	7.頭蓋内腫瘍除去術	8.脳血管疾患等リハビリテーション	9.上記以外診療機能又は診療内容(自由記載、30字以内)	1.内科的治療(経皮的冠動脈形成術PCA等)	2.冠動脈バイパス手術等	3.大動脈瘤及び大動脈解離に対する治療	4.心臓疾患リハビリテーション	5.上記以外診療機能又は診療内容(自由記載、30字以内)	1.糖尿病合併妊娠又は妊娠糖尿病患者の受入れ	2.急性合併症治療	3.糖尿病網膜症治療	4.糖尿病腎症治療	5.糖尿病神経障害治療	6.上記以外診療機能又は診療内容(自由記載、30字以内)	1.救命救急センター(三次救急)	2.病院群輪番制病院(二次救急)	3.救急告示医療機関(二次救急)	4.上記以外診療機能又は診療内容(自由記載、30字以内)		
1 西方病院					※											○																			
2 とちぎメディカルセンターしもつが				○	※							○	○	○	○	○		○					○	○	○	○					○	○			
3 星風会病院星風院																																			
4 中野病院																																			初期・安定期治療
5 とちぎメディカルセンターとちのき							○	がん診療機能			○						○				○													初期・安定期の治療機能	
6 新小山市民病院				○	※	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														Stanford B型診療可
7 星野病院					※																														
8 小山厚生病院																																			初期治療・安定期治療
9 光南病院					※											○							○	○	○	○									○
10 杉村病院																																			○
11 南栃木病院																																			○
12 小山整形外科内科																																			○
13 自治医科大学附属病院		○			※	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○								○
14 小金井中央病院				○	※	○					○					○																			○
15 石橋総合病院					※						○					○								○											安定している患者の外来フォロー
16 新上三川病院											○																								○
17 獨協医科大学病院		○			※	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○								○
18 野木病院																○								○											安定している患者の外来フォロー
19 リハビリテーション花の舎病院											○					○																			○
20 リハビリテーション翼の舎病院											○																								○







意向調査・役割調査集計結果(現時点 がん部位臓器別・療法別 )

現時点で、自医療機関が担う意向のある診療機能または診療内容(該当する診療機能または診療内容に○。)	大項目 中項目	(1)手術療法						(2)放射線療法						(3)化学療法					
		(a)肺・呼吸器	(b)乳腺	(c)消化器・消化管	(d)肝胆膵	(e)泌尿器	(f)生殖器	(a)肺・呼吸器	(b)乳腺	(c)消化器・消化管	(d)肝胆膵	(e)泌尿器	(f)生殖器	(a)肺・呼吸器	(b)乳腺	(c)消化器・消化管	(d)肝胆膵	(e)泌尿器	(f)生殖器
1	西方病院			○												○			
2	とちぎメディカルセンターしもつが		○	○	○	○	○								○	○	○	○	○
3	星風会病院星風院																		
4	中野病院																		
5	とちぎメディカルセンターとちのき																		
6	新小山市市民病院		○	○	○	○								○	○	○	○	○	
7	星野病院			○	○											○			
8	小山厚生病院																		
9	光南病院	○	○	○										○	○	○			
10	杉村病院																		
11	南栃木病院																		
12	小山整形外科内科																		
13	自治医科大学附属病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	小金井中央病院		○	○	○										○	○			
15	石橋総合病院		○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○
16	新上三川病院																		
17	獨協医科大学病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	野木病院																		
19	リハビリテーション花の舎病院																		
20	リハビリテーション翼の舎病院																		
21	おおひらレディースクリニック																		
22	整形外科メディカルパパス																		
23	藤沼医院																		
24	関根整形外科医院																		
25	やまなかレディースクリニック																		
26	さくらのクリニック																		
27	小山クリニック																		
28	すずぎ整形外科																		
29	小山すずぎの木クリニック																		
30	船田内科外科医院																		
31	樹レディースクリニック																		
32	木村クリニック																		
33	和田マタニティクリニック																		
34	中央クリニック																		
35	都丸整形外科医院																		
36	国分寺さくらクリニック																		
37	まさた眼科 石橋院																		
38	クララクリニック																		
39	多島外科胃腸科																		

意向調査・役割調査集計結果(2025年)

2025年時点で、自医療機関が担う意向のある診療機能または診療内容(該当する診療機能または診療内容に○。現時点から変更がある場合は◎)	大項目	1.がん							2.脳卒中							3.心筋梗塞等の心血管疾患					4.糖尿病					5.救急医療									
	中項目	1.診療機能			2.診療内容				3.その他	1.診療機能			2.診療内容				3.その他	2.診療内容					3.その他	1.診療機能				3.その他							
	小項目	1.がん診療連携拠点病院	2.地域がん診療病院	3.栃木県がん診療連携拠点指定病院	4.栃木県治療中核病院	5.部位臓器別・療法別(※別紙参照)	6.がん患者リハビリテーション	7.緩和ケア	8.上記以外診療機能又は診療内容は診療内容(自由記載、30字以内)	1.脳卒中地域拠点医療機関	2.脳卒中救急医療機関	3.回復期リハビリテーション病棟を有する医療機関又はこれに準ずる医療機関	4.t-PA投与(血栓溶解療法)	5.脳動脈瘤クリッピング術	6.脳動脈瘤クリッピング術	7.頭蓋内腫瘍除去術	8.脳血管疾患等リハビリテーション	9.上記以外診療機能又は診療内容は診療内容(自由記載、30字以内)	1.内科的治療(経皮的冠動脈形成術PCA等)	2.冠動脈バイパス手術等	3.大動脈瘤及び大動脈解離に対する治療	4.心臓疾患リハビリテーション	5.上記以外診療機能又は診療内容は診療内容(自由記載、30字以内)	1.糖尿病合併妊娠又は妊娠糖尿病患者の受入れ	2.急性合併症治療	3.糖尿病網膜症治療	4.糖尿病腎症治療	5.糖尿病神経障害治療	6.上記以外診療機能又は診療内容は診療内容(自由記載、30字以内)	1.救命救急センター(三次救急)	2.病院群輪番制病院(二次救急)	3.救急告示医療機関(二次救急)	4.上記以外診療機能又は診療内容は診療内容(自由記載、30字以内)		
1 西方病院					※											○																			
2 とちぎメディカルセンターしもつが				○	※							○	○	○	○	○		○			○		○	○	○	○					○	○			
3 星風会病院星風院																																			
4 中野病院																																			初期・安定期治療
5 とちぎメディカルセンターとちのき							○	がん診療機能			○					○	脳卒中の回復期医療機能				○	心血管疾患の回復期医療機能												○	
6 新小山市民病院		◎			○	※	○	◎		○	○						◎認知症疾患医療センター		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 星野病院					※																														
8 小山厚生病院																																			初期治療・安定期治療
9 光南病院					※											○																			○
10 杉村病院																																			○
11 南栃木病院																																			○
12 小山整形外科内科																																			○
13 自治医科大学附属病院		○			※	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 小金井中央病院					○	※	○				○					○																			○
15 石橋総合病院					※						○					○																			安定している患者の外来フォロー
16 新上三川病院											○																								○
17 獨協医科大学病院		○			※	○	○		○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18 野木病院																○																			安定している患者の外来フォロー
19 リハビリテーション花の舎病院											○					○																			
20 リハビリテーション翼の舎病院											○																								









意向調査・役割調査集計結果(2025年)

2025年時点で、自医療機関が担う意向のある診療機能または診療内容(該当する診療機能または診療内容に○。現時点から変更がある場合は◎)	大項目 中項目	(1)手術療法						(2)放射線療法						(3)化学療法					
		(a)肺・呼吸器	(b)乳腺	(c)消化器・消化管	(d)肝胆膵	(e)泌尿器	(f)生殖器	(a)肺・呼吸器	(b)乳腺	(c)消化器・消化管	(d)肝胆膵	(e)泌尿器	(f)生殖器	(a)肺・呼吸器	(b)乳腺	(c)消化器・消化管	(d)肝胆膵	(e)泌尿器	(f)生殖器
1 西方病院				○												○			
2 とちぎメディカルセンターしもつが			○	○	○	○	○								○	○	○	○	○
3 星風会病院星風院																			
4 中野病院																			
5 とちぎメディカルセンターとちのき																			
6 新小山市民病院		◎	○	○	○	○		◎	◎	◎	◎	◎		○	○	○	○	○	
7 星野病院				○	○											○			
8 小山厚生病院																			
9 光南病院		○	○	○										○	○	○			
10 杉村病院																			
11 南栃木病院																			
12 小山整形外科内科																			
13 自治医科大学附属病院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 小金井中央病院			○	○	○										○	○			
15 石橋総合病院			○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○
16 新上三川病院																			
17 獨協医科大学病院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18 野木病院																			
19 リハビリテーション花の舎病院																			
20 リハビリテーション翼の舎病院																			
21 おおひらレディースクリニック																			
22 整形外科メディカルパス																			
23 藤沼医院																			
24 関根整形外科医院																			
25 やまなかレディースクリニック																			
26 さくらのクリニック																			
27 小山クリニック																			
28 すぎ整形外科																			
29 小山すぎの木クリニック																			
30 船田内科外科医院																			
31 樹レディースクリニック																			
32 木村クリニック																			
33 和田マタニティクリニック																			
34 中央クリニック																			
35 都丸整形外科医院																			
36 国分寺さくらクリニック																			
37 まきた眼科 石橋院																			
38 クララクリニック																			
39 多島外科胃腸科																			

意向調査・役割調査集計結果(2025年)

2025年時点で診療機能・診療内容を担う(継続する)上で感じている課題(自由記載、50字以内)	大項目		9.周産期医療				10.在宅医療				2025年における医療機能別病床数						
	中項目		1.診療機能		3.その他	1.診療機能		2.診療内容		3.その他		高度急性期病床	急性期病床	回復期病床	慢性期病床	その他	合計
	小項目	1.総合周産期母子医療センター	2.地域周産期医療機関	3.分娩実施医療機関	4.上記以外の診療機能又は診療内容(自由記載、30字以内)	1.在宅療養支援診療所・病院	2.在宅療養後方支援医療機関	3.訪問診療の実施	4.往診の実施	5.看取りの実施	4.上記以外の診療機能又は診療内容(自由記載、30字以内)						
1 西方病院													93			93	
2 とちぎメディカルセンターしもつが													307			307	
3 星風会病院星風院															60	60	
4 中野病院															55	55	
5 とちぎメディカルセンターとちのき													92	36	122	250	
6 新小山市市民病院												15	285			300	
7 星野病院													35			35	
8 小山厚生病院															53	53	
9 光南病院													95		60	155	
10 杉村病院													41			41	
11 南栃木病院															158	158	
12 小山整形外科内科						医師の増員ができるかどうか	医師の増員ができるかどうか	医師の増員ができるかどうか	医師の増員ができるかどうか				60			60	
13 自治医科大学附属病院												974	101	0	0	24	1099
14 小金井中央病院													85		50	135	
15 石橋総合病院													94	42	49	185	
16 新上三川病院													38	171		209	
17 獨協医科大学病院												901	179			73	1153
18 野木病院													52			52	
19 リハビリテーション花の舎病院														114		114	
20 リハビリテーション翼の舎病院														100		100	
21 おおひらレディースクリニック													19			19	
22 整形外科メディカルパパス													6		13	19	
23 藤沼医院													11			11	
24 関根整形外科医院													3			3	
25 やまなかレディースクリニック				人材確保が困難、分娩数の減少									13			13	
26 さくらのクリニック															19	19	
27 小山クリニック															19	19	
28 ずき整形外科													19			19	
29 小山すぎの木クリニック														11	8	19	
30 船田内外科医院													15		4	19	
31 樹レディースクリニック				夜間の看護スタッフの不足(夜勤のできる看護師が不足している)、産科医の不足(働き方改革により不足している)									15			15	
32 木村クリニック													15			15	
33 和田マタニティクリニック													14			14	
34 中央クリニック													17			17	
35 都丸整形外科医院															19	19	
36 国分寺さくらクリニック													2			2	
37 まきた眼科 石橋院													2			2	
38 クララクリニック													13			13	
39 多島外科胃腸科															18	18	

令和5年10月30日

資料 7

令和5（2023）年第2回県南地域医療構想調整会議及び  
第2回県南地域医療構想区域病院及び有床診療所等会議

# 外来医療計画に係る医療機器の 効率的な活用について

# 外来医療計画の概要（抜粋）

## ○ 策定の趣旨等

- 地域ごとの外来医療機能の偏在及び医療機器の配置状況等を可視化して、偏在是正等につなげる。
- 地域において充実が必要な外来機能や機能分化・連携の方針等についても、地域ごとに方針決定を行う。

## ○ 計画の期間

- 令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4か年計画とする。
- 令和6（2024）年度以降は、3年ごとに計画の見直しを行う。

## ○ 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

- 医療ニーズや患者の流出入等の要素を勘案した人口10万対診療所医師数を用いて、外来医師偏在指標を算出する。
- 外来医師偏在指標の値が全二次医療圏（335医療圏）の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を外来医師多数区域と設定する。
- 本県では、宇都宮二次保健医療圏が外来医師多数区域に該当する。

	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛	全国
指標	81.4	99.0	107.5	98.1	95.8	93.3	106.3
全国順	275	154	100	160	176	199	—

## ○ 地域で不足する外来医療機能の検討と新規開業希望者への対応等

- 外来医師多数区域での新規開業者には、地域で不足する外来医療機能を担うことへの協力を求め、地域医療構想調整会議において合意の状況を確認する（届出様式に、地域で不足する外来医療機能を担うことに合意する旨の記載欄を設ける）。
- 地域で不足する外来医療機能については、「夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制」、「在宅医療の提供体制」、「学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制」の3つとする。

## ○ 医療機器の効率的な活用に係る協議の場の設置及び共同利用の方針

- 既存の医療機器の効率的な活用を推進するため、二次保健医療圏ごとに協議の場を設け、医療設備・機器等の共同利用の方針及び具体的な共同利用計画について協議を行い、その結果を公表する。
- 対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、協議の場において確認を行う。なお、共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議で確認することとする。



「医療機器の効率的な活用に係る取組の推進について（令和3年4月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）」が発出され、共同利用計画の作成、医療機器の効率的な活用について再周知の要請が行われた。

# 医療機器の効率的な活用に係る取組の推進について（抄）

（令和3年4月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）

## 0 はじめに

- ガイドラインにおいては、医療機関が医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画（以下「共同利用計画」という。）を作成し、医療機器の協議の場において確認を行うこととし、共同利用を行わない場合については、その理由について協議の場で確認することとしている。

## 1 医療機器の効率的な活用に係る趣旨・内容の再周知について

- 今後、中長期的に医療機器の共同利用に向けた取組を着実に推進していく観点から、外来医療計画管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係団体、医療機関等に対し、共同利用計画の作成等、医療機器の効率的な活用に係る趣旨・内容について、再周知いただきたい。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により協議の場を対面形式で開催することが困難な場合等においては、オンラインや書面での開催等とし、また、医療機関が新型コロナウイルス感染症対応のため早急に医療機器を導入する必要がある場合は、当該医療機関による共同利用計画の作成及び協議の場での確認を事後的に行う取扱いとするなど、柔軟に対応いただくようお願いする。

## 2 医療機器の更新（入替え）やリース契約により医療機器を設置した場合の数

- ガイドラインにおいては、医療機関が医療機器を購入する場合は、共同利用計画を作成することとしている中、医療機器の更新（入替え）やリース契約により医療機器を設置した場合の取扱いに関する照会をいただいておりますが、医療機器の更新（入替え）やリース契約により医療機器を設置した場合についても、共同利用計画の作成を要する場合に該当するものと解しておりますので、併せて周知いただきたい。

## 3 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について

- 医療保健業の用に供する超電導磁石式全身用MR装置、永久磁石式全身用MR装置、全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）及び人体回転型全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）を購入する医療機関においては、別添「「地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」の一部改正について」（令和3年3月31日付け医政発0331第3号医政局長通知）のとおり、医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度が利用可能な場合があるため併せて周知をお願いする。

# 医療機器の効率的な活用のための共同利用計画

## 【共同利用計画】

医療機関が**医療機器(※)**を購入(更新(入れ替え)、リース契約も該当)する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うことが求められている。(事務取扱実施要領では、「医療機器等の購入を検討する際に、事前に「医療機器等共同利用計画書」を策定する。策定された共同利用計画書は医療機器等の備付後、10日以内に健康福祉センター等に1部提出する」とされている。)

また、共同利用を行わない場合においても、その理由について、地域医療構想調整会議で確認する必要がある。

### ※対象となる医療機器

- ① CT：マルチスライスCT（64列以上、16列以上64列未満、16列未満） その他CT
- ② MRI：3テスラ以上、1.5テスラ以上3テスラ未満、1.5テスラ未満      ③ PET：PET、PETCT、PETMRI
- ④ 放射線治療：ガンマナイフ、リニアック      ⑤ マンモグラフィー

### 県南構想区域の提出状況(R5年度分)

	医療機関名	医療機器等	台数	共同利用	共同利用の相手方	共同利用不可の理由
1	めぐみ乳腺クリニック	マンモグラフィー	1	可	近隣医療機関	—

- 地域医療支援病院(新小山市民病院及びとちぎメディカルセンターしもつが)では、地域連携医療機関との間で医療機器の共同利用実績がある。  
今後とも、医療機器の効率的な活用に向けて、医療機器の備付届提出時に共同利用計画書の提出について働きかけを行っていく。



令和5年10月30日

資料 8

令和5（2023）年第2回県南地域医療構想調整会議及び  
第2回県南地域医療構想区域病院及び有床診療所等会議

# 感染症法に基づく 医療措置協定について

県南健康福祉センター  
地域保健部健康対策課

# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

**改正の趣旨** 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

#### (1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- ① 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力要請できることとする。
- ② 初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置(流行初期医療確保措置)を導入する(その費用については、公費とともに、保険としても負担)。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができることとする。

#### (2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

- ① 自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都道府県が市町村に協力を求めることとし、都道府県と市町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の確保のための協定を締結することとする。
- ② 外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み（公費負担医療）を創設する。

#### (3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備

- 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。

#### (4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化

- 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家（IHEAT）や専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等を法定化する。

#### (5) 情報基盤の整備

- 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化(一部医療機関は義務化)し、レセプト情報等との連結分析・第三者提供の仕組みを整備する。

#### (6) 物資の確保

- 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う仕組みを整備する。

#### (7) 費用負担

- 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。

### 2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】

- ① 国から都道府県・市町村に指示する新たな臨時接種類型や損失補償契約を締結できる仕組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
- ② 感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う仕組みを整備する。

### 3. 水際対策の実効性の確保【検査法等】

- 検疫所長が、入国者に対し、居宅等での待機を指示し、待機状況について報告を求める(罰則付き)ことができることとする。等  
このほか、医療法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法第6条の5第4項の規定等について所要の規定の整備を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、1の(4)及び2の①の一部は公布日、1の(4)及び(5)の一部は令和5年4月1日、1の(2)の①の一部及び3は公布日から10日を経過した日等）

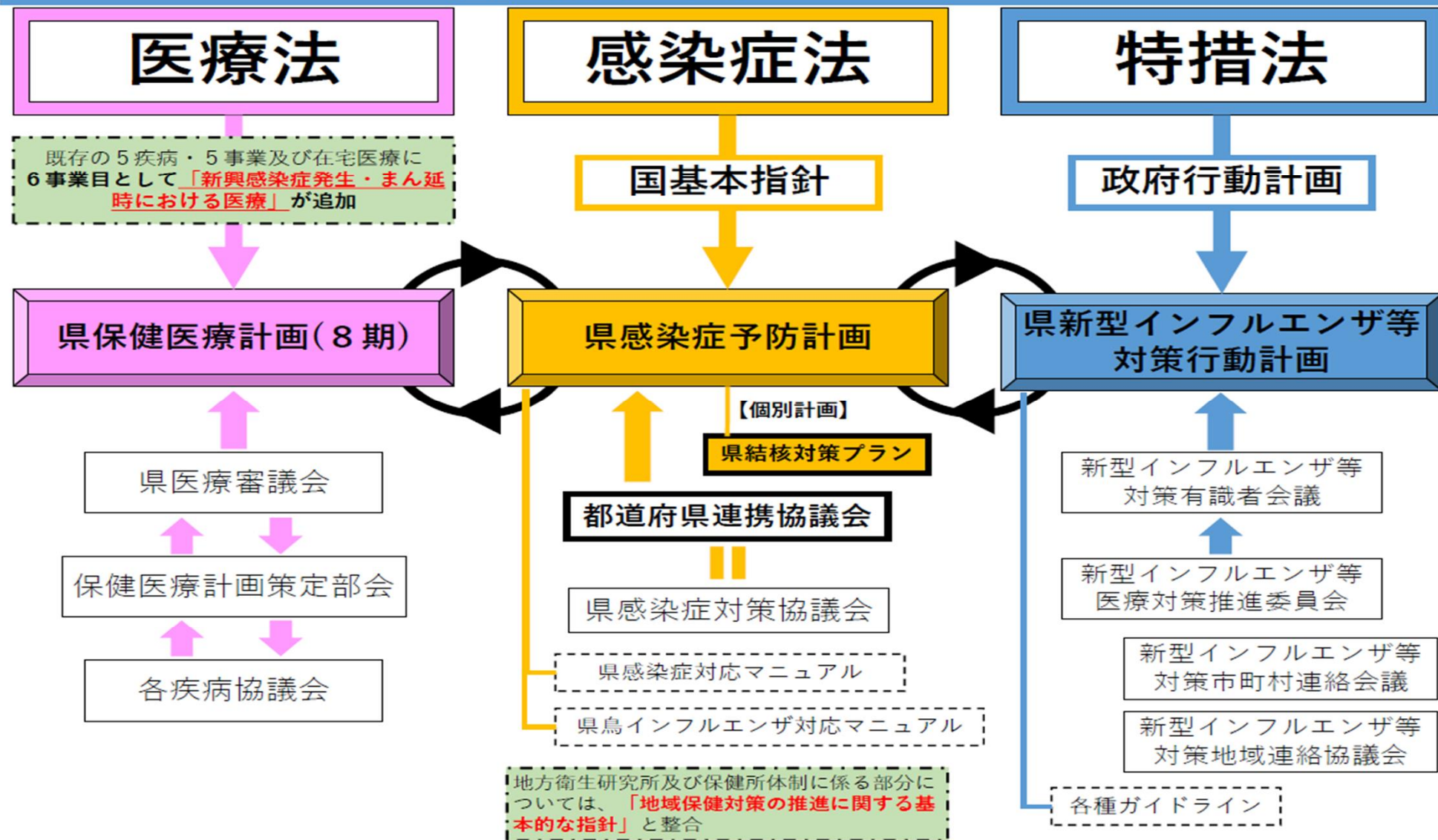
# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正概要

## 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実行性の確保等の措置を講ずる。

施行日	項目	内容
公布日(12/9)又は 公布日+10日(12/19)	疑似症報告の強化	省令で定める疑似症について指定届出医療機関以外からも報告を求めることができる
	検疫所による健康観察	国に要請することで、県に代わり検疫所が健康観察等を実施する
	市町の協力及び情報提供	必要に応じ市町村に対し協力を求め、応じた情報を共有・提供等することができる
	国・県の総合調整	国は人材確保・移送等を県は入院勧告・措置等に係る調整・指示することができる
	指定感染症に係る規定の整備	指定感染症に係る必要な規定の整備
令和5年4月1日	<b>都道府県連携協議会の設置・運営</b>	<b>予防計画実施及びその実施に有用な情報を共有するための組織の設置</b>
	電磁的方法による届出義務化等	HER-SYS及び感染症サーベイランスシステムによる届出の義務化等
	検体の提供・検査の実施	国からの要請に伴う検体又は病原体の提出及び検査の実施
	退院・死亡の報告義務化	感染症指定医療機関における入院患者に係る退院・死亡の報告義務化
令和6年4月1日	<b>基本指針・予防計画の見直し</b>	<b>医療提供体制（目標数等を含む）の確保等を定めた計画を策定（全面改訂）</b>
	<b>医療措置協定の締結</b>	<b>入院、外来、往診等、後方支援、人材派遣などの措置に係る協定を締結</b>
	<b>協定指定医療機関の新設</b>	<b>第一種(入院)・第二種(外来・往診等)協定指定医療機関を新設し公費負担の対象に</b>
	<b>検査等措置協定の締結</b>	<b>検体採取又は検査の実施、宿泊療養施設の確保などの措置に係る協定を締結</b>
	<b>流行初期医療確保措置の新設</b>	<b>協定に基づき流行初期の段階から入院及び外来に対応した医療機関への財政支援制度</b>
	健康観察の外部委託	健康観察業務の委託に係る規定の整備
	外出自粛患者の公費負担	第二種協定指定医療機関による医療費公費負担制度（保健所を經由して県に申請）
広域的な人材派遣	患者への医療に従事する医療従事者の確保に係る応援・調整を求めることができる	

# 予防計画の見直しについて



## 【計画改定の趣旨】

## 栃木県感染症予防計画（骨子案）全体像

感染症法や国基本指針の改正を受け、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応の課題を踏まえるとともに、感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応し、感染症から県民の生命と健康を守る施策を積極的に推進する

### 第1章 総論

#### 感染症の予防の推進の基本的な方向

感染症の発生及びまん延防止に重点を置いた施策の推進

県民一人一人の感染症の予防及び治療に重点を置いた対策の推進

人権を尊重した対策の推進

健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応

4つの基本的な方向に基づき、新型コロナ対応の課題を踏まえ、感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応できる体制を構築する

### 第2章 各論

#### 第1節

感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制

第1 感染症の発生予防のための施策

第2 感染症のまん延防止のための施策

第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する施策

第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

#### 第2節

速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する施策

第8 宿泊施設の確保に関する施策

第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する施策

第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針

#### 第3節

迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制

第11 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する施策

第12 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策

第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策

第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策

感染症から県民の生命と健康を守る施策の実現

第2節 速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策

1 感染症に係る医療提供の考え方

県は、新興感染症発生時に速やかに医療等が提供できるよう、通常医療との役割分担を含め、平時から連携協議会等において協議の上、計画的な準備を行う。

3 新興感染症発生・まん延時における医療を提供する体制（医療措置協定等）<sup>新</sup>

▷ 医療措置協定

- ・地域における機能や役割に応じた、医療機関等との協定締結
- ・流行初期から入院及び発熱外来に対応する医療機関と協定締結

2 本県における感染症に係る医療を提供する体制全般

- ▷ 第一種・第二種感染症指定医療機関
- ▷ 結核指定医療機関
- ▷ 第一種・第二種協定指定医療機関
- ▷ その他感染症に係る医療の提供のための体制

- ・公的医療機関等との協定締結（講ずべき措置の義務づけ）
- ・診療時間や対応可能な患者（小児等）等の情報を公表<sup>独自</sup>

協定締結の各項目

数値目標

病床確保

- ・流行初期は二次保健医療圏に1箇所以上となるよう医療機関及び県立病院と協定を締結
- ・流行初期以降は重症対応医療機関の拡充及び全入院医療機関と協定を締結
- ・重症者用の病床の確保も行うとともに、かかりつけ医とも連携し、特に配慮が必要な患者（精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障害児者、がん患者等）に適切に対応
- ・病床ひっ迫時における入院調整の実施

発熱外来

- ・流行初期は帰国者・接触者外来や発熱外来の役割を担う医療機関等と協定を締結
- ・流行初期以降は全ての外来対応医療機関と協定を締結

自宅療養者等への医療の提供

- ・必要な医療の提供可能な医療機関・薬局・訪問看護事業所と協定を締結
- ・特に、全ての高齢者施設等の嘱託医・協力医療機関と協定を締結

後方支援

- ・回復後患者の転院の受入について、全入院医療機関と協定を締結
- ・既存の関係団体間の連携の枠組み等を活用した受入の調整

医療人材派遣

- ・DMAT(LDMAT)指定病院を中心に医療機関と協定を締結
- ・自院の医療従事者への訓練・研修等による体制強化等

個人防護具等の備蓄

- ・医療措置協定に位置づけられるよう努める

▷ 高齢者施設等に対する医療支援体制<sup>独自</sup>

- ・協定の締結を含む、感染対策や診療・療養継続への支援
- ・嘱託医や協力医療機関と地域の医療機関の連携を推進
- ・施設が入所者等を速やかに医療につなぐ体制への支援
- ・消防機関等と連携し、救急医療を含めた医療支援体制を確認

▷ 必要な医薬品等の確保

- ・抗インフルエンザ薬等の医薬品及び個人防護具等の備蓄

▷ その他新興感染症の発生・まん延時における医療の提供のための体制

○ 臨時医療施設

- ・運営等に関するマニュアルを作成<sup>独自</sup>

○ 救急医療

- ・救急医療機関における感染対策や人材育成を支援<sup>独自</sup>

4 関係各機関及び関係団体との連携

# 1-1 感染症法改正及び医療措置協定について

## 改正における大きな柱 2 医療機関等との協定締結

### (1) 医療措置協定

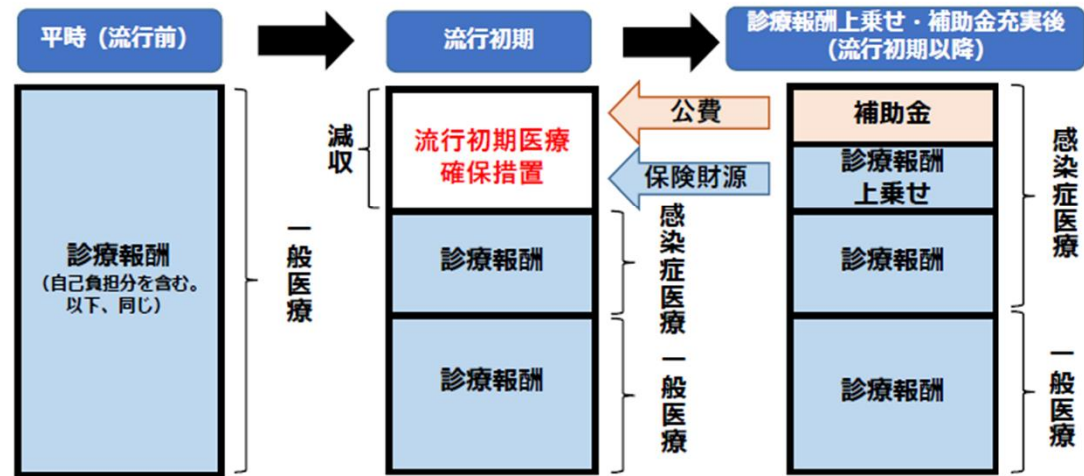
- 感染症発生・まん延時に医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事は、**平時に新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定（①病床、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣）を締結することが法定化された。**
- 全ての医療機関**に対して協定締結に係る**協議に応じる**ことが義務づけられた。
- 公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院**については、その機能を踏まえた感染症発生・まん延時に担うべき**医療の提供が義務づけられた。**
- 流行初期（厚生労働大臣の公表から3ヶ月程度）の段階から医療を提供する体制を迅速かつ適確に講じる医療機関を確保するため、初動対応等を行う特別な協定が法定化。**（流行初期医療確保措置）**

### (2) 検査等措置協定

- 検査機関及び宿泊施設との間で、検体採取又は検査の実施、宿泊療養施設の確保などの措置に係る協定をそれぞれ締結することが法定化された。

### 流行初期医療確保措置

- 一般医療の提供を制限して、流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供をすることに対し、**診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政支援**を行う。
- 支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。**（減収補てん）**





## 1-2 想定する新興感染症とその対応の流れ

### 想定する新興感染症

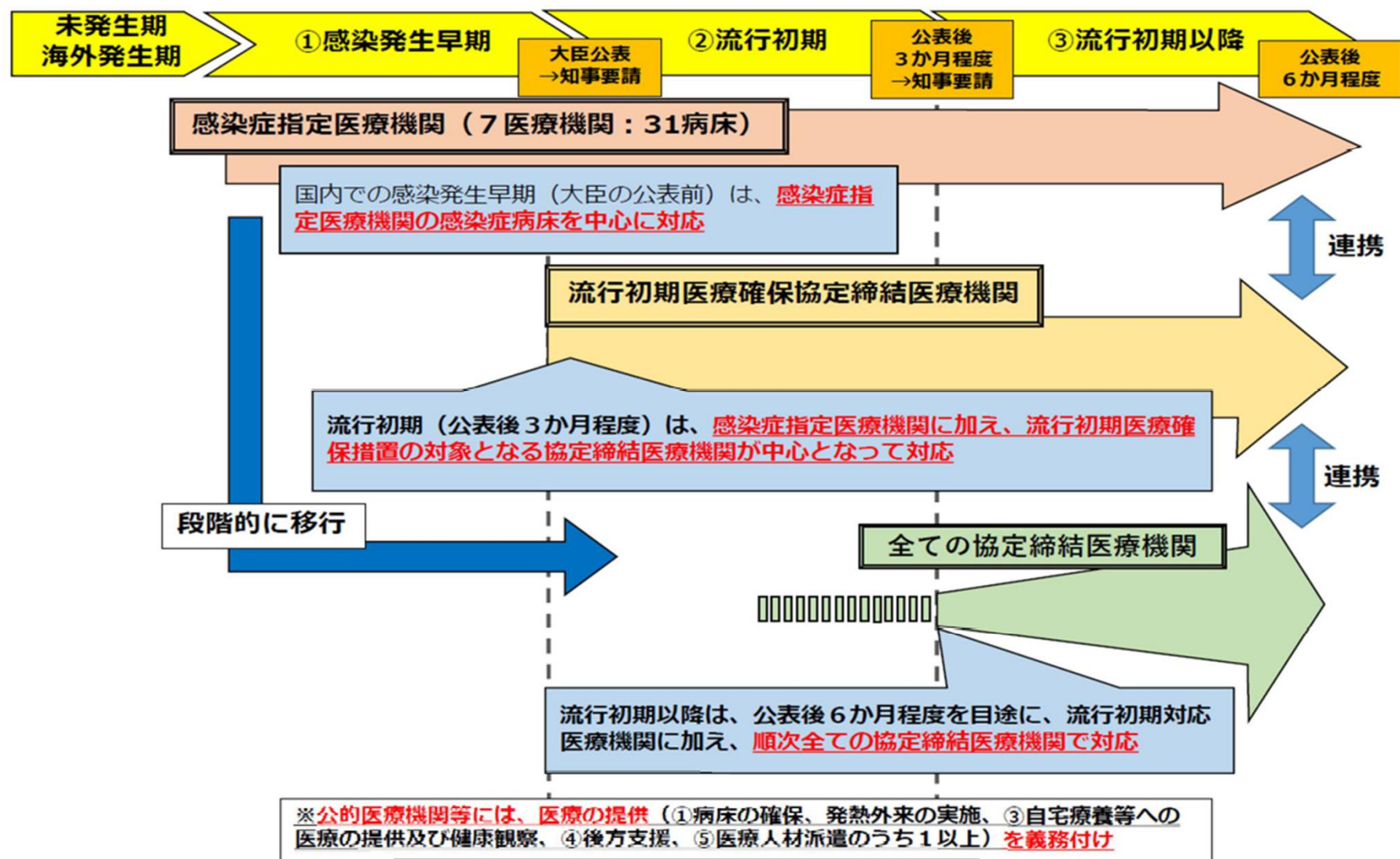
- 対応する新興感染症は、感染症法に定める**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症**を基本とする。
- 医療機関等との協定締結に当たっては、感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、一定の想定を置くこととし、これまでの対応の教訓を生かすことのできる**新型コロナへの対応を念頭に取り組む**。

### 新興感染症発生からの一連の対応

- ① 国内での**感染発生早期（感染症発生の大公表前）の段階は、感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応**する。  

- ② **公表後の流行初期の一定期間（3か月）には、まずは公表前から対応実績のある感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置の対象となる協定に基づく対応も含め、引き続き対応**する。また、国が、感染症指定医療機関の実際の対応に基づいた対応方法を含め、国内外の最新の知見について、県及びその他医療機関に情報提供した上で、**同協定を締結するその他医療機関も、県の判断を契機として、対応**していく。  

- ③ **流行初期以降は、公表後6ヶ月程度を目途に、流行初期対応医療機関に加え、順次全ての協定締結医療機関で対応**していく。



## 1-2 想定する新興感染症とその対応の流れ



# 感染症予防計画改定及び医療措置協定の締結に向けた全体スケジュール

時期	事務局（感染症対策課）	県連携協議会	県医療審議会	医療機関等との調整
4月	新型コロナ対応課題整理	協議会設置（4/11）		
5月	WG① (5/9) 協定締結に向けた進め方検討	国から指針等示される（5/26）		
6月	協定に係る県基本方針作成 予防計画（項目案）作成			①保健所向け説明 ②関係団体（医師会等）向け説明
7月	予防計画（骨子）作成 ※協定に係る数値目標を除く	第1回協議会（7/4）		③協定対象機関向け説明会、意向調査
8月	WG② (8/23) 予防計画（骨子）作成 ※協定に係る数値目標含む			④意向調査とりまとめ ※適宜、国へ報告
9月		第2回協議会（9/28） 数値目標設定		保健所 医療機関との協議 感対課 医療機関以外との協議
10月	WG③ 予防計画（素案）作成		第2回部会（10/12）	
11月		第3回協議会		
12月	三役レク・議員根回し パブコメ実施（約1ヶ月）		第3回部会	
1月	WG④ パブコメ意見反映 予防計画（案）作成	第4回協議会	第4回部会	適宜、保健所と感対課で情報共有を行う。 また、必要に応じて、感対課職員が地域の場で説明を行う。
2月				
3月	議員根回し、庁議、決裁 予防計画策定・公表 ※議会報告はR6年4月予定		医療審議会 医療計画策定・公表	順次、協定締結 (R6年9月までの完了を目指す)